

「林野火災注意報」・「林野火災警報」 の運用を開始します！

令和7年2月26日に岩手県大船渡市において発生した過去最大規模の林野火災を受け、林野火災予防の実効性を高める必要があることから、火災予防条例を改正し、令和8年1月1日から「林野火災注意報」・「林野火災警報」の運用を開始します。

▶ 林野火災注意報

林野火災の予防上、注意を要する気象状況となったときに「林野火災注意報」を発令します。

「林野火災注意報」が発令された場合は、※火の使用制限の対象区域内（飯塚市・嘉麻市・桂川町）では、火入れ、たき火等の火を使用する行為を行わないように努めなければなりません。（努力義務）

▶ 林野火災警報

さらに、林野火災の予防上危険と認める気象状況となったときに「林野火災警報」を発令します。

「林野火災警報」が発令された場合は、※火の使用制限の対象区域内（飯塚市・嘉麻市・桂川町）では、火入れ、たき火等の火を使用する行為を行ってはいけません。（罰則のある義務）

※「火の使用制限」とは？

「火災に関する警報の発令中における火の使用の制限」（飯塚地区消防組合火災予防条例第28条）

- 1 山林、原野等において火入れをしないこと。
- 2 煙火を消費しないこと。
- 3 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- 4 屋外において、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙しないこと。
- 5 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれがあると認めて組合長が指定した区域内において喫煙しないこと。
- 6 残火（たばこの吸殻を含む。）、取灰又は火粉を始末すること。

▶ 「林野火災注意報」・「林野火災警報」発令時は
飯塚地区消防本部ホームページでお知らせをします。

飯塚地区消防本部

検索

<http://www.iizuka119.jp/index.php>



【この記事に関するお問い合わせ先】

飯塚地区消防本部 警防課

電話番号：0948-22-7603

FAX番号：0948-28-4363

